

区民の声の公表（令和5年8月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区への回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
<p>区立学校の体育館のエアコンに関して</p>	<p>区内の小中学校体育館をお借りして活動する団体に所属する者です。どの学校に行ってもまったく冷えず活動を断念せざるを得ない状況です。任意団体なのでやめれば良いとお考えかも知れませんが、子どもが区の小学校に通っていて体育授業を受けさせることが心配になるレベルです。大体の体育館が大きなエアコン4台と送風機が設置されていますが、何を基準にこの能力と台数なのか理解に苦しみます。フロアの畳数に対してエアコン能力の畳数×台数でしょうか？一定数の生徒が運動している天井の高い体育館という環境を考慮された設置能力・台数なのでしょうか？エアコン本体を設置すればそれでOKなのでしょうか？暑さ指数計の数値等を基準にする等の根拠が必要と思います。プール同様、実施しないと判断するのは簡単ですがそれではカリキュラムの時間数に問題があるかと思ひます。早急に対応願ひたいと思ひます。</p>	<p>区では、児童生徒の健康を守る観点や災害時に避難所ともなる施設機能を考慮し、昨今の気象状況の変化に早急に対応するため、令和元年5月に、学校体育館等への空調設備の整備計画をまとめ、区内の全小中学校90校の体育館に空調設備を設置いたしました。導入にあたっては、教育委員会が運動等の中止目安とする気温35℃、暑さ指数(WBGT)31℃を下回るための冷房機能の能力を目標とし、学校体育館に設置する器具の定格冷房能力を決定し、令和2年7月までに各学校に設置いたしました。選定においては、体育館設計、断熱製造、構造など各学校の現状構造をもとに床面積、室内高さ、収容人数、温度及び使用時間を想定し、空調方式や空調範囲によって冷房設備の比較を行い、空調機能を検討した結果、EHP(電気式ヒートポンプ：冷房機能40kw程度)の空調機を基本に設置とし、受変電設備の改修費用が高額となる学校等は、GHP(ガス式ヒートポンプ)の設置を決定いたしました。また、設置後は、学校体育館空調設備の設置による温熱環境の改善効果を検証するため、令和2年の夏に、導入校10校を対象として、温熱環境調査を実施し、暑さ指数(WBGT)31℃以下を概ね達成できていた状況を確認しておりますが、一方で、学校体育館の多くは、断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっております。</p> <p>近年、猛暑の夏が続く、本年はさらに猛烈な暑さに見舞われ、外気温が高すぎることで、室温が下がらず、特に冷えにくい状況が生じているため、この間、学校をはじめ保護者の方などから、暑熱対策を求める声が多数寄せられ、応急的な対応として、空調室内機の薬品分解洗浄、空調室外機へのミスト噴霧や暑熱カーテンの設置等を実施し、対策を進めておりますが、即座の抜本的対応が難しい状況でございます。</p> <p>気候変動に伴い、屋内外を問わず熱中症になる危険性が年々高まっていることから、児童生徒ならびに学校関係者や学校施設を利用される方々にご不便をおかけし、また、保護者の皆様にはご心配をおかけすることとなり、大変申し訳ございません。学校施設の老朽化対応にあたっては、財政負担や業務体制が課題となりますが、建替えや全面的な改修工事に併せて断熱性能を確保するなどの対策を検討し、普通教室等の空調設備の更新とともに、学校体育館空調設備の改善を進めていく必要がございます。引き続き、教育委員会と学校が連携しながら、良好な教育環境の確保が図れるよう、学校施設・設備の維持保全に努めてまいります。</p>	<p>教育委員会事務局 教育環境課</p>	<p>電話 03-5432-2666 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和5年8月3日</p>	
<p>ふるさと納税による住民税流出の影響回避について</p>	<p>テレビ報道で拝見しましたが、ふるさと納税制度の影響により、世田谷区は全国第五位となる98億2千万円の住民税減収(概算)と知りました。以下はあくまでも個人的意見ではありますが、この課題についての私見を述べさせていただきます。現在、世田谷区ではせたがやPayを活用した地域中小企業支援と地域経済活性化を目指している最中ですが、せたがやコイン利用時に付与されるポイントそのものを、ふるさと納税の返礼に転用できないか、ご見解をお聞かせください。もし、そうした制度的転用が可能であれば、世田谷区はふるさと納税事務にかかる経費と職員の事務処理量をほぼ削減でき、かつ区内中小企業支援と地域経済活性化を両立させることが可能ではないかと思ひます。</p>	<p>この度は、ふるさと納税制度にご意見を賜り、誠にありがとうございます。せたがやPayの「せたがやポイント」を返礼品として、取り扱うことについてですが、区では、せたがやPay加盟店の中で、国が定める地場産品基準を満たしている商品やサービスの購入が可能な「せたがやPay ふるさとポイント」を返礼品として設定しています。せたがやPayは加盟している区内の店舗のみ、利用できるデジタル商品券であるため、「せたがやPay ふるさとポイント」をきっかけに区を訪れていただき、区内経済の活性化につなげていきたいと考えています。</p>	<p>政策経営部 経営改革・官民連携担当課</p>	<p>電話 03-5432-2190 FAX 03-5432-3047</p>	<p>令和5年8月3日</p>	
<p>太子堂中学校温水プールの玄関ドアについて</p>	<p>太子堂中温水プールの入口には重いドアが2つあり、1枚のドアを開けて靴を脱いで、もう1枚のドアを開けて中に入る構造になっています。幼児にはそこそこ重いドアなのでなかなか開かず、少し押しでもドアは元に戻ろうとするので、今にも指を挟みそうな光景を何度も見えています。昭和に建てられたこの建物ゆえの危険なドアですが、このドアだけでも改修することはできないでしょうか。早く現場を見ていただいて、改良をお願いします。</p>	<p>ご意見のあった太子堂中温水プール玄関ドアについてですが、学校施設を担当する部署と調整し、安全確保のため、利用者が指を挟まないように、新たにドアにストッパーを設置することとしました。皆様が安心してご利用いただけるよう努めてまいります。</p>	<p>学校教育部 地域学校連携課</p>	<p>電話 03-5432-2984 FAX 03-5432-3025</p>	<p>令和5年8月4日</p>	

<p>夏場の区立中学校の運動部の活動について</p>	<p>8月初旬の朝9時半頃のことです。近所の区立中学校の部活動中と思われる生徒たちが、校舎の周り（学校の敷地外）をランニングしていました。どの生徒さんも顔を真っ赤にしてフラフラの状態、今にも足が止まってしまうそうでした。そんな中、教員と思われる方が自転車に乗りながら並走し、「歩いてもいいから足を止めないように」と指導されていました。アスファルトの照り返しも強く、こちらは歩いているだけで、その暑さにフラつきそうだったので、感覚的に32度はゆうに超えていたと思います。中学生のような若年者であっても、熱中症で搬送、最悪の場合死に至る事例も、連日報道されています。私の子供は認可保育園に通う保育園児ですが、熱中症警戒アラートや気温をもとに、その日の活動が柔軟に変更されています。区立中学校においても、過去の慣習に倣って部活動のメニューを一律こなすのではなく、現代の環境に合わせた配慮も必要ではないでしょうか？（体育館を利用する、ランニングマシーンを設置する等）他の部活動との兼ね合いや、予算の問題もあると思いますが、子供たちの健康を第一に考えてほしい、また自分も子供を持つ母親である立場から見て見ぬ振りはできませんでしたので、老練心ながらご意見させていただきました。</p>	<p>区では、5月から区立小・中学校あてに教育活動における熱中症予防の徹底を求めるとともに、熱中症対策ガイドラインにより熱中症事故防止に取り組んでいます。区立中学校でも、その学校また部活動の種類により状況は異なりますが、いずれも熱中症予防にも留意しながら、安全に配慮するとともに、生徒が練習の成果を十分に発揮できるよう取り組んでいるところです。夏季休業中の部活動実施に際しても、熱中症事故防止に取り組んでまいります。</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育部教育指導課</p>	<p>電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041</p>	<p>令和5年8月7日</p>	
<p>ごみ収集について</p>	<p>ごみ収集場がいつもネットから溢れていてカラスが散らかし汚れているネットを倍に増やしてほしい。</p>	<p>集積所の管理は、清掃や防鳥用ネットの維持も含め、利用する区民の皆様にしていただいています。また、区では、集積所を4世帯以上で共用していること、防鳥用ネットを適正に管理できることなどを条件に、1集積所につき2m×3mのネットを1枚（集積所利用世帯数が11世帯以上であれば2枚、または3m×4mのネットを1枚）助成しています。排出状況が悪い集積所につきましては、区の職員が可能な限り現地を確認したうえで、注意喚起の看板を設置したり、カラス被害を最小限にするための防鳥ネットの使い方や適切なごみの出し方などを周知・説明しています。当該の集積所をご利用の方々からのご相談がありましたら、道路状況や排出状況に応じた対応を検討します。</p>	<p>清掃・リサイクル部 世田谷清掃事務所</p>	<p>電話 03-3425-3111 FAX 03-3425-8381</p>	<p>令和5年8月14日</p>	
<p>熱中症予防のための総合運動場予約キャンセル</p>	<p>暑さ指数が31以上のときは、当日であっても無料でキャンセルできるようになった。これは区民の健康を考えてくださっていることの表れでまことにありがたい。しかし、以下のような問題があると考えるので、ご見解をお教えてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 危険な暑さ指数は28である、と環境省が明示しているのに、31を採用した理由。 環境省データでも府中の暑さ指数は東京より低い。府中での数値を判断の基準としている理由。 屋外運動施設では暑さ指数は環境省データより高いと考えられる（Gの数値が高いのではないか）が、実際にどうなのか実測された結果。 （意見）以上の質問の根拠はけやきネットに明示されてないので、総合運動場に電話で聞いたもの。ぜひ明文化して区民のたれでも見られるようにしてほしい。 	<p>総合運動場では、夏季の熱中症予防のため、令和3年度より「熱中症警戒アラート」発出時に伴う屋外施設の無料キャンセル対応を実施しています。いただいたご意見につきまして、「1. 危険な暑さ指数は28である、と環境省が明示しているのに、31を採用した理由。」として、（公財）日本スポーツ協会による『熱中症予防のための運動指針』より、暑さ指数が31以上の場合は、運動は原則中止とし、暑さ指数28～31までは、厳重警戒（激しい運動は中止）とする基準に沿って運用しています。「2. 環境省データでも府中の暑さ指数は東京より低い。府中での数値を判断の基準としている理由。」につきましては、総合運動場周辺の環境面として東京都心部より府中の方が馴染みやすいという考えのもと府中の数値を採用しています。「3. 屋外運動施設では暑さ指数は環境省データより高いと考えられる（Gの数値が高いのではないか）が、実際にどうなのか実測された結果。」につきまして、環境省が公表している数値に基づいて対応しており、施設での暑さ指数のデータ測定は行っていません。「4. （意見）以上の質問の根拠はけやきネットに明示されてないので、総合運動場に電話で聞いたもの。ぜひ明文化して区民のたれでも見られるようにしてほしい。」とのご意見につきまして、けやきネット内で各施設の「お知らせ」にて熱中症予防のための施設利用キャンセルの周知をしていますので、いただいたご意見を参考に掲載内容について検討するよう施設管理者である（公財）世田谷区スポーツ振興財団（以下「財団」）にお伝えします。区としましては、昨今の猛暑の中でご利用者の皆様の利便性を考慮し、公平な利用環境の確保とより良いサービスを提供するため、今回いただいたご意見を財団とも共有し、他の多くの利用者のご意見や公平性など様々な要素を踏まえながら、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>スポーツ推進部 スポーツ施設課</p>	<p>電話 03-5432-2744 FAX 03-5432-3080</p>	<p>令和5年8月17日</p>	
<p>猛暑中での子供のスポーツ活動</p>	<p>昔と異なり危険な猛暑日が続いていますが、小学生の学童野球チームが、熱中症警戒アラートが発令している日でも、終日野外のグラウンドで活動しているのを目にする、ただの児童虐待ではないかと感じます。（近辺のチームは、猛暑日でも小学生を早朝から夜暗くなるまで活動させています。）保護者主体で活動しているスポーツチームは、野球に限らず、熱狂的な保護者らに周りがついていくしかなく、強豪チームだと尚更レギュラー争いも激しく、何も他保護者は意見出来ず、最終的に子ども達が被害に遭うという、親世代の悪しき昭和文化を継承させる悪循環な環境を想定します。アラートのような、違反しても何も無いものは、誰も聞かないので、もっと強制力を持たせて欲しいです。熱中症警戒アラートが出ているにも関わらず、何も強く意見を言えない幼い子ども達を、野外で強制的に活動させる大人たちに対して、取り締まり強化、また違反罰則をつけることで、子供の被害をなくし、子供の健康を守ってほしいです。</p>	<p>環境省が定める熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、暑さへの注意や熱中症予防のための行動をとっていただくよう「気づき」を促す情報として発令されます。ご意見にありましたような法的な強制力を持つものとなっております。いただいたご意見は機会を捉えて環境省に伝えさせていただきます。</p> <p>区といたしましても、熱中症予防の重要性を多くの方々にご理解いただけるよう努めてきました。引き続き、熱中症警戒アラート発令時は、危険な暑さであることなど、熱中症予防に関する区民の方へ向けた周知をさらに強化する等、熱中症の予防啓発に取り組んでまいります。</p>	<p>世田谷保健所 健康企画課</p>	<p>電話 03-5432-2472 FAX 03-5432-3022</p>	<p>令和5年8月21日</p>	

<p>図書館の利用者登録期限通知について</p>	<p>図書館の利用者登録は3年と決まっているが、いつ期限が来るかは自覚的に覚えていることが難しく、先般も期限切れとなった。メールアドレスを登録した利用者に対しては有効期限1か月前に自動的にアラームメールを発信するサービスの導入を検討願いたい。(ウェブサイトで自分で検索することは可能だが、それを知らなかったり忘れていたりする利用者もいると考えられる)</p>	<p>図書館の利用者登録期間の通知につきましては、現在の図書館システムでは、通知する機能はありませんが、今年の年末に図書館システムの更新作業を予定していますので、その機会にご意見の対応が可能か検討いたします。</p>	<p>教育政策・生涯学習部 中央図書館</p>	<p>電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436</p>	<p>令和5年8月24日</p>	
<p>世田谷区立駐輪場について</p>	<p>区立駐輪場について、子供乗せ電動アシスト付き自転車などの幅が広い大型自転車が停めにくく、停めることが困難で諦めることもあるため、駐輪ラックの間隔をあと少しずつ広げて欲しい。 駐輪ラックの間隔が広がれば、皆が気持ちよく区立駐輪場を利用できます。</p>	<p>世田谷区では、駅周辺の放置自転車対策として、通勤通学等の利用を目的とした区立駐輪場の整備・改修を行うとともに、自転車利用の状況や駐輪需要等を踏まえ、官民連携して駐輪場やシェアサイクルポートの確保に努めております。</p> <p>区立駐輪場の整備・改修にあたりましては、老朽化した駐輪ラックの交換に合わせてラックの設置間隔を広げたり、ラックを撤去して平置きスペースを確保するなど、大型自転車も利用しやすい駐輪設備への改善を進めております。</p> <p>ご不便をお掛けいたしますが、引き続き、駐輪設備の改善に取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>	<p>土木部 交通安全自転車課</p>	<p>電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996</p>	<p>令和5年8月28日</p>	
<p>大蔵第二運動場 屋外プールの衛生管理について</p>	<p>先日初めて 野外プールを家族で利用しました。 ライフセイバーの方がたくさん配置されていて安全管理がしっかりされているのがとても印象的で3歳の息子が安心してプールを利用できました。 場内にいるスタッフの方もとても親切で良かったです。 来年もぜひ利用したいと思っています。</p> <p>そのために改善していただきたい点が 2点あります。 1つ目は、更衣室の匂いの改善です。カビ臭さ、床面がヌメヌメしている等あり残念でした。 2つ目は、屋外の床面の清掃です。たくさんの方が訪れるので、床面が汚いと感じる場面がたくさんありました。</p> <p>屋間の営業時間と夕方の営業時間の間に清掃はしているのか疑問でした。 全体的に総じて清掃が行き届いてるのが疑問でプールを利用して少し残念な気持ちになりました。</p>	<p>大蔵第二運動場屋外プールにつきまして、更衣室の臭いに関しては、営業開始前後及び1時間ごとに職員が巡回を行い、水や汚れが気になる箇所やシャワー室の排水の詰まりを見つけた際には清掃等の対応をしていますが、いただいたご意見を踏まえ、再度徹底するようにします。また、臭いの対策としましては、利用者がプールから更衣室へ移動する際に、体の水気を拭き取ってもらうよう呼び掛けるよう周知するなど検討します。 屋外の床面の清掃に関しては、営業開始前後はブラシ等を使用した清掃及び営業時間中は目に見える範囲のゴミ拾い等の対応をしています。営業時間中は利用者様が多数いるため、ブラシを使用した清掃等の実施は難しい面もありますが、いただいたご意見をふまえ、清掃の徹底と対策を検討します。</p> <p>大蔵第二運動場屋外プールは、建物自体の築年数が古く、設備面での課題が多い状況です。しかしながら、大規模な改修や修繕については費用面の問題などがあり、現在は利用者の皆様の安全に関わる修繕から順次取り組んでいます。</p> <p>区としましては、いただいたご意見につきまして、今後改修等する際の参考とし、指定管理者である(公財)世田谷区スポーツ振興財団に共有し、適切な維持運営について注意喚起を行うよう指導していきます。</p>	<p>スポーツ推進部 スポーツ施設課</p>	<p>電話 03-5432-2744 FAX 03-5432-3080</p>	<p>令和5年8月28日</p>	